

令和8年度  
災害対応特殊救急自動車（高規格救急自動車）  
仕様書

府中町消防本部

# 令和8年度災害対応特殊救急自動車（高規格救急自動車）仕様書

## 第1 総則

### 1 目的

この仕様書は、府中町（以下「当町」という。）が令和8年度に購入する災害対応特殊救急自動車（高規格救急自動車）（以下「本車両」という。）の製作に必要な仕様について定める。

### 2 件名

災害対応特殊救急自動車（高規格救急自動車）

### 3 品名

救急車

### 4 数量

1台

5 本車両は、災害対応特殊救急自動車（高規格救急自動車）として振動及び衝撃に対して十分に緩衝しうる装置を備え、特に良好な乗り心地、走行性能が得られる構造で、この仕様を満足するものであること。

6 本車両の製作は、次に掲げる法令等に適合していること。

- (1) 道路運送車両法
- (2) 道路運送車両の保安基準
- (3) 国が行う補助の対象となる緊急消防援助隊の施設の基準額告示
- (4) 緊急消防援助隊設備整備費補助金交付要綱の規格
- (5) 救急業務実施基準

### 7 製作上の問題処理

受注者は、本車両の製作等について次のことを厳守すること。

- (1) 受注者は、本仕様をよく検討して十分熟知のうえ契約するものとし、契約後における一切の質疑は、すべて当町の解釈に従うものとする。
- (2) 本仕様の変更を必要とするとき又は質疑が生じたときは、当町職員に連絡し、その指示を受けるものとする。また、本仕様書を変更する場合は、双方協議のうえ確認の図書等を取り交わすこと。ただし、その費用は、受注者の負担とする。
- (3) 受注者は、本車両の納入までに発生した事故に対して、その責任を負うものとする。
- (4) 救急車の艀装品及び付属品等はすべて最新製品のものとする。
- (5) 本車両の製作にあたり、工場所有権その他法令等に抵触する問題が生じた場合、受注者においてこれらの問題を解決し、その旨を本町に報告すること。
- (6) 艀装製作にあたり、装備品、取付け品、取付け装置及び積載品等で同

等以上の性能を有する品を納入する場合は、入札前に性能資料を提出し、当町の承認を得ること。

## 8 製作上の注意

- (1) 各装置、パーツの取付けは、原則としてボルト締付けとし、ねじロック剤等を使用して確実に締め付けること。
- (2) 車両全般にわたって防水措置を行うとともに、部品等は耐食性のあるものを使用し、発錆の可能性があるものは防錆措置を施すこと。
- (3) 清掃、点検、調整及び修理が容易に行えること。
- (4) 車両は、前後左右の荷重バランスを十分考慮するとともに、全体的に重量軽減を図ること。
- (5) 使用取扱い上の安全性、操作性を十分に考慮したものであること。
- (6) 十分な強度及び安定性を有し、耐久性、耐食性に優れたものであること。
- (7) 車両は、常時登録された車両総重量の状態において、長期にわたって十分耐えうるものであること。
- (8) 車両に使用する材料及び部材は、特に指定するものを除き、すべて日本工業規格（J I S）のものを使用すること。ただし、ねじ類についてはI S O又はこれに準じたものを使用すること。
- (9) 車両に使用する絵表示以外の表示は、日本語又は英語で表示すること。
- (10) 車両に使用する単位の表示は、すべてS I単位にすること。
- (11) 車両は水洗い整備ができるとともに、残水等の生じない構造とすること。

## 第2 提出書類

### 1 承認図面

受注者は、契約後速やかに当町と細部について協議し、着手60日以内に次の書類（A4版に製本）を提出し、承認後に艀装を行うこと（承認後1部返納）。

- (1) 製作工程表 2部
- (2) 製作承認図（設計図） 2部
  - ア 救急資器材等明細表
  - イ 製作図
  - ウ その他本町が指示する書類
- (3) 諸元明細表 2部
- (4) 電気配線図 2部

### 2 納車申出書

受注者は、納車1ヵ月後までに、次の事項を記載した納車申出書を提出する

こと。

- (1) 車検証情報（型式、車台番号、車両重量、車両総重量、車体の形状、自動車の種類及び用途）
- (2) 自動車重量税額
- (3) リサイクル料金
- (4) リサイクル料金内訳
- (5) ナンバープレート代金
- (6) 納車日
- (7) 登録日

### 3 関係図書

車両納入時に、次の関係図書を当町に提出すること。

- (1) 車両取扱説明書 1部
- (2) 積載品一覧表 1部
- (3) 積載品取扱説明書 1部
- (4) サービスマニュアル 1部
- (5) 整備マニュアル 1部

### 4 写真

車両中間検査時及び納車時にカメラで撮影した次の写真を、電子媒体（CD-R又はDVD-R）で提出すること。また、当該写真をA4用紙1枚につき4枚貼り付け、印刷機で刷り出したものを1部提出すること。

- (1) 正面及び後面
- (2) 左右側面
- (3) 積載品及び付属品等
- (4) 車庫前側面
- (5) その他当町が指示する書類

## 第3 検査及び試験

### 1 検査

本仕様書及び承認図書並びに協議事項に基づいて行うものとする。ただし、一部検査については、社内検査成績等により省略するものとする。

### 2 中間検査

- (1) 検査については、受注者が本町に対し写真及び文書（電子媒体を含む）をもって報告するものとし、立会い検査が必要となる場合のみ実施するものとする。
- (2) 検査を行う場合、受注者は製作工程等を考慮し、検査日の14日前までに当町に依頼文を提出すること。

### 3 納入検査

広島県公安委員会への緊急車両届出確認書を提出して承認を受け、中国運輸

局広島運輸支局の新規検査及び新規登録完了後、燃料を満タンの状態で当町の納入検査を受けるものとする。

なお、納入検査は、当町が指定する日時及び場所で行うものとし、検査の結果に不備事項又は不合格品があった場合は、当町の指示する日までに改修又は取替えを行い、再度検査を受けるものとする。また、納入検査は、次の事項を実施する。

- (1) 外観検査
- (2) 艀装完成検査
- (3) 走行検査
- (4) 取付け品等の検査

#### 第4 費用負担

契約成立から納入に至るまでの一切の経費（自動車賠償責任保険、重量税、リサイクル料金、登録及び廃車諸費用、無線機の機種変更手数料等）及び事故、故障等に要する費用は、受注者において負担すること。

#### 第5 保証及び納入期限等

- 1 本車両の保証等については、次のとおりとする。
  - (1) 本車両の保証期間は、納入後1年間とする。ただし、保証期間後においても、設計不良、工作不良又は材質不良に起因する不備が生じた場合には、無償で修理又は取替え等を行うものとする。
  - (2) 受注者は、車両納入後においても、本車両にかかる当町職員からの修理及びクレームの要請に直ちに対処するものとする。
  - (3) 構成品の細部についても記載しているところではあるが、これ以外の標準付属品及びシステム構成上当然必要とする物品については、誠意をもって受注者において取付け又は納入するものとする。
- 2 納入期限  
令和9年3月31日（水）  
ただし、昨今の社会情勢等の影響等で期限までに納入できない場合は、当町と別途協議する。
- 3 納入場所  
広島県安芸郡府中町大通三丁目5番9号 府中町消防本部
- 4 納入講習  
受注者は、納入検査終了後、当町職員に対し、次の内容の納車講習を当町が指定する日時及び場所で各1日以上行うものとする。
  - (1) 取扱説明書及び点検整備書等による各装置の構造、使用方法、注意事項、点検整備方法等の説明（各種資器材を含む）。
  - (2) その他、当町が指定したもの。

## 第6 仕様

本車両の仕様は、災害対応特殊救急自動車（高規格救急自動車）で4輪駆動方式ガソリンエンジン車とし、次に定めるもののほか、メーカー標準仕様によること。

### 1 車両形式

救急業務実施基準（昭和39年自消甲教発第6号）第10条の要件を満たす救急自動車とすること。

### 2 車両の形状及び構造

- (1) 車両は、堅牢かつ耐久性が十分あること。
- (2) 乗車定員は7人以上とする。
- (3) 変速装置は、オートマチックトランスミッションとすること。
- (4) 車体は、全有蓋密閉型とし、運転席ドア、助手席ドア、左サイドドア及び後部ドアから出入りできる構造とすること。
- (5) 車体後部は、ストレッチャーによる搬入が容易に行える構造とすること。
- (6) 傷病者室のドアは、すべてオートクローズ仕様とすること。
- (7) 緩衝装置は、各種救急資器材を用いた業務の遂行に支障のないものであること。
- (8) 充電発電機は、運転中の車両及び資器材等に必要な電気容量を確保できるものであること。
- (9) 救急資器材に必要な電源は、それぞれに必要な電気容量を供給できるものであること。
- (10) 各種救急資器材及び取付け品等の機能を損なうことなく、安全かつ確実に積載できるものであること。
- (11) 全自動電子バッテリー管理器を内蔵し、外部コンセントから自動給電できる構造にすること。

### 3 車体外部の艤装

- (1) 消防章は、直径150mmのものをフロントグリル中央に取り付けること。
- (2) フロントバンパー上部に赤色点滅灯1組（LED型・2個）を取り付け、スイッチは赤色警光灯と連動させること。
- (3) リアステップに、滑り止めシートを貼付すること。
- (4) フロントフォグランプ及び設定可能な場合に青色マーカーランプを1組（2個）取り付けること。
- (5) 前照灯は、LEDヘッドランプとし、積載重量に応じた光軸オートレベリング機能を有すること。
- (6) 商用電源入力用の防水カバー付き外部コンセントを、マグネット方式

としてリヤバンパーに取り付け、10mの入力コードを1本納入すること。

- (7) 上記コンセント使用時のエンジンスターターカット装備を設置すること。
- (8) バッテリーは、災害対応特殊救急自動車（高規格救急自動車）として十分な性能を発揮できる容量とし、点検及び交換等に便利な位置に設置すること。
- (9) 車両左右後輪の前方下部に、LED路肩灯を設け、単独スイッチを運転席に取り付けること。
- (10) 油種（ガソリン）を記入した銘板を、給油口付近に貼付すること。
- (11) タイヤは、すべてラジアルタイヤとし、ホイール付きスタッドレスタイヤ4本を付属すること。
- (12) 全車輪に泥除けを取り付けること。
- (13) 助手席前方コーナーランプ付近にフロントアンダーミラーを設けること。
- (14) 助手席から車外後方を確認できる補助ミラーを取り付けること。
- (15) 屋根の取付け品は、次のとおりとする。
  - ア 取付け品は、支障のない箇所を除き、緩衝ゴムを使用し、屋根裏には補強板を当て確実に取り付けること。
  - イ 赤色警光灯は、フロント及びリアともメーカー標準仕様とし、屋根中心線の前部及び後部左右に取り付けること。  
なお、貫通部分は漏水防止を十分に施すこと。
  - ウ 屋根の取付け品については、漏水防止を十分に施すこと。
  - エ 車両側面又はドアミラーに、ウinker連動のフラッシャーランプを取り付けること。
  - オ 車両上部左右側面（各2個）及びバックドア上部にLED型作業灯を設けること。
- (16) 電子サイレン用スピーカーは、吹鳴に支障のない箇所に前向きで取り付けること。
- (17) その他の取付け品及び付属品は、次のとおりとする。
  - ア 運転席及び助手席のフロアマット
  - イ 非常信号器具
  - ウ 非常停止表示板
  - エ サイドバイザー（運転席及び助手席ドア）
  - オ 消火器1本
  - カ スタッドレスタイヤ装着用のゴム又は樹脂製チェーン
  - キ 車載用ジャッキ
  - ク 標準自動車工具一式

- ケ 車輪止め2個（ロープ付き）
- コ キーレスロック
- サ 予備キー3個（リモコンキー1個及びモールドキー2個）
- シ 牽引ロープ
- ス 伸縮式カラーコーン
- セ その他点検整備に必要なもの（予備バルブ（電球）、ヒューズ、補修用塗料等一式）

#### 4 車体内部の艤装

- (1) 運転席と傷病者室を救急隊員が移動できる構造とすること。
- (2) 十分な冷暖房機能を有すること。
- (3) 赤色警光灯スイッチは、運転席及び助手席の間に取り付け、名称札を貼付すること。
- (4) 電源等は、次のとおりとする。
  - ア DC12VからAC100Vに変換するインバーター（正弦波500W又は300W）を取り付けること。
  - イ コンセントの形式は、医療機器が使用できる埋込設置式（3P）とする。
  - ウ 車内のAC100Vコンセントは、運転席後部に1口、傷病者室内に6口以上設けること。
  - エ 車内に、DC12Vコンセントを1口設けること。
  - オ 電源自動切替改造を施すこと。待機中は外部電源からすべてのAC100Vコンセント（携帯電話、室内照明灯、医療機器コンセント、生体情報モニターなど）が使用でき、走行中はインバーターから給電する構造にすること。
  - カ 各コンセントの取付け箇所については、契約後に指示する。
- (5) 消防専用電話装置（以下、「無線機」という。）は、次のとおりとする。
  - ア 無線機の空中線電力は、車載型無線機にあつては10Wとし、次の周波数を装備すること。

デジタル		
名称	FH (MHz)	FL (MHz)
活動波1	274.88125	265.88125
活動波2	274.96250	265.96250
主運用波1	274.30625	265.30625
統制波1	274.90625	265.90625
統制波2	274.23125	265.23125
統制波3	274.53125	265.53125
アナログ		

名称	F H (MH z)	F L (MH z)
防災相互波	1 5 8 . 3 5	1 5 8 . 3 5

イ 車載型無線機

- (ア) 車載型無線機の受令機本体は、運転室内に設置するとともに、無線交信が容易に行える場所へ補強板を設けて取り付けること。
- (イ) 傷病者室に副送受話器を設け、無線機本体まで配線で接続すること。
- (ウ) 運転室内及び傷病者室の天井部に、無線モニター用スピーカーを取り付けること。
- (エ) 車載型無線機の電源コードは専用ヒューズを介し、直接バッテリーから引き込むこと。
- (オ) 無線アンテナは車体上部側面に同軸ケーブルによって電話装置本体に接続すること。アンテナ地上高は2.5メートル以内とし、詳細な設置位置は別途協議する。
- (カ) 本車両の車載型無線機の無線呼出し名称は、「ふちゅうきゅうきゅう1」とし、中国総合通信局で登録すること。
- (キ) 無線はデュアル方式とし、デジタル及びアナログに切り替え可能なものにする。
- (ク) 受注者は、無線移設に伴う他の車両を含む登録、廃止に関する作業を行うとともに、運用に関する一切の事務手続き費用を負担すること。
- (ケ) 無線移設に伴う登録・廃止内容は次のとおり。

現行	変更後
本車両	救急1号車 ふちゅうきゅうきゅう1 (現救急1号車から移設)
救急1号車 ふちゅうきゅうきゅう1 (広島800せ50-65)	救急2号車 ふちゅうきゅうきゅう2 (現救急2号車から移設)
救急2号車 ふちゅうきゅうきゅう2 (広島800せ・760)	救急3号車 ふちゅうきゅうきゅう3 (現救急3号車から移設)
救急3号車 ふちゅうきゅうきゅう3 (広島800す46-63)	救急4号車 ふちゅうきゅうきゅう4 (現救急4号車から移設)
救急4号車 ふちゅうきゅうきゅう4 (広島800・119)	廃車

- (6) サイレンは、「救急自動車に備えるサイレンの音色の変更について」（昭和45年6月10日付け消防防第337号通知）の別紙「救急自動車に備える電子サイレンの概要」に適合するものであること。
- (7) サイレンアンプは大阪サイレン製とし、ピーポー及びウー音（設定可能な場合はYELP音を含む3音とする。以下「ウー音等」）の50W（マイク付き）のものを運転席付近に取付け、ウー音等のスイッチを、別途指示する場所に設けること。
- (8) ピーポーサイレンは、フェードイン及びフェードアウト機能を有すること。
- (9) ウー音等は単独吹鳴にならないよう、ピーポー音に連動させること。
- (10) 電子サイレン音は、音声合成メッセージ機能付きのものとし、そのメッセージは女声音として、次のとおりとする。
  - ア ウィンカー連動（右左折メッセージ用消音メインスイッチ付き）  
「右（左）へ曲がります。ご注意ください。」
  - イ 押しボタンスイッチ操作  
「救急車が通ります。進路を譲ってください。」
  - ウ 押しボタンスイッチ操作  
「交差点に進入します。ご注意ください。」
  - エ 押しボタンスイッチ操作  
「ご協力ありがとうございました。」
- (11) カーナビゲーションを取り付けること。ただし、テレビ視聴ができない仕様とすること。
- (12) バックアイカメラを設置し、モニターはカーナビゲーション連動とし、運転席前部パネルに設けること。
- (13) 地図入れを車内に設けること。
- (14) 小型照明灯（フレキシブルマップランプ等）を助手席に取り付けること。
- (15) 運転席及び助手席の間にスペースを確保すること。
- (16) ドライブレコーダー装置を取り付け、カメラは隠ぺい配線とすること。

## 5 傷病者室内の艤装

- (1) 傷病者を収容する部分は、次のとおりとすること。
  - ア メインストレッチャー及びストレッチャー積載架台の両側の空間は、高度救命資器材を用いた業務の遂行に支障のないものであること。
  - イ ストレッチャー頭部側の座席及びストレッチャーとの空間は、高度救命用資器材を用いた業務の遂行に支障のないものであること。
  - ウ 室内高は、高度救命用資器材を用いた業務の遂行に支障のないものであること。

- (2) ストレッチャーは日本ストライカー株式会社 Power-PR02、積載架台は同社 Power-LOAD とし、原則として次の機能を有するものであること。
- ア 加速度等により生ずる揺れを十分に吸収できるものであること。
  - イ 傷病者に対する応急処置をストレッチャーの左右いずれの位置からでも実施できるよう、左右にスライドでき、段階的に固定できるものであること。ただし、救急隊員の活動等において支障がないと認められる場合にあっては、例外的に、架台に左右移動機能を有していない場合においても、現行ストレッチャーと同様に、高度な応急処置を行うために必要な構造及び設備を有する高規格の救急自動車に積載するものとして取り扱う。
- (3) 十分な冷暖房機能を有すること。
- (4) 車内の照明は、傷病者の症状観察及び救急隊員の業務の遂行に支障のない照度（明暗調光機能付き室内LED×4灯、角度調節機能付きランプ×2灯）を有するものであること。
- (5) ストレッチャーの頭部側に後向き一人掛けシートを、傷病者室内左側へ前向き一人掛けシートを設置すること。
- (6) 傷病者室内へ網棚及び右壁面へ握り棒を設けること。
- (7) 輸液瓶フックを、傷病者室の右側面に2個取り付けること。
- (8) 次の器具が容易に出し入れできるよう収納庫を作成し、必要に応じて固定具を取り付けること。
- ア 全身固定具（成人用バックボード）
  - イ スクープストレッチャー
  - ウ 自動心肺蘇生器（コーパルス c p r）
- (9) 傷病者室の各種モニター収納棚に、次に記す積載器具に応じて取付架台を作成し、容易に取り付け取外しができるように設けること。
- ア 傷病者監視装置（BSM-3562）
  - イ 吸引器（LSU4000）
  - ウ 人工呼吸器（アンサーライト）及び蛇管立て
  - エ AED（TEC-2601、かさ上げ）
- (10) 傷病者室内の見えやすい位置にアナログ式時計を取り付けること。
- (11) 傷病者室への無線電話装置の設置用に、配管及び取出し口を設けること。
- (12) 酸素吸入器具装置は、次のように設けること。
- ア 酸素9.4リットルアルミボンベ2本を個別に着脱できる構造とすること。
  - イ 救急資器材搬入業者から支給される加湿流量計（オキシパックOX-ⅢS）を傷病者室内右側の救急処置に支障とならない位置に取り付けられるよう配管艱装を行うこと。

ウ 積載する人工呼吸器に応じた酸素マニホールドを増設すること。

(13) 傷病者室上部にオーバーヘッド又はルーフサイドタイプ等の収納庫を設けること。

(14) 傷病者室右側に、センサー類汎用ポケットを設けること。

(15) 傷病者室右側の各種モニター収納棚の空きスペースへ、収納庫を設けること（画像伝送装置スペースを除く）。

(16) 上記外の収納庫の配置等については、契約後に指示する。

(17) 傷病者室の窓ガラスにあっては、次のとおりとする。

ア 左側面窓ガラス（スライドドア部を除く）は下2分の1をくもりフィルム、上2分の1を調光フィルム貼付とすること。

イ 後面窓ガラスは、下2分の1をくもりフィルム、上2分の1を調光フィルム貼付とすること。

ウ 右側面窓ガラスは、全面をくもりフィルム貼付とすること。

エ スライドドア部は、上記アに準ずるほか、一部全面くもりフィルム貼付も可能とする。

(18) 傷病者室前方に、間仕切りカーテンを設置すること。

(19) ティッシュケース等、小物置スペースを設けること。

(20) 傷病者室内には、乗車を容易にするための手すりを設けること。

(21) バックドア左の手すりは、長タイプとすること。

(22) 全ての座席にシートベルトを設けること。

(23) 助手席後部に収納庫を設置し、詳細については、契約後に指示する。

(24) 運転席後部に収納庫を設置し、扉内側にはネットシェルフを取り付けること。詳細については、契約後に指示する。

(25) 運転席後部収納庫に、マグネット脱着式ホワイトボードを取り付けること。

(26) 既存車両から、オゾン発生装置（BT-03）1基を移設すること。

## 6 艀装時の共通事項

(1) スイッチ、ソケット、コンセント等には、原則として名称及び「ON・OFF」又は「入・切」の名板を付すること。インバータースイッチ操作時の注意事項を強調表示すること。

(2) 運転席及び傷病者室とも、スイッチ類が迅速に操作できるよう、集中的に配置すること。

7 別途支給品の取付けについては、支給品の納入業者が行うが、総合的な調整は、当町及び納入業者と協議のうえ、本車両受注者が行うこと。

## 8 内装及び塗装

(1) 天井は、内部の電装品及び各種配線を点検できるような構造とすること。

(2) 外部塗色は白色とし、車両左右及び後部の窓枠下部に、赤色で幅70

ミリメートル程度の帯を入れること。

- (3) 文字記入は、次のとおりとする。  
文字を容易に消えないように転写（貼付）すること。配列は、左側から右側へ並べること。

ア 文字 「府中町消防本部」  
書体 丸ゴシック体  
大きさ 1文字につき、縦10センチメートル×横10センチメートル

文字色 黒色

位置 運転席及び助手席（2箇所）

イ 文字 「府中町消防本部」  
書体 丸ゴシック体  
大きさ 1文字につき、縦8センチメートル×横8センチメートル  
文字色 黒色

位置 車両後部

ウ 文字 「府救1」  
書体 丸ゴシック体  
大きさ 縦60センチメートル×横120センチメートル（範囲内に3文字）

文字色 黒色

位置 車両上部

- (4) 車両左右及び後部の赤線は、再帰性に富んだ反射テープを取り付けること（道路運送車両の保安基準に抵触しないもの）。

- (5) 本車両における対空表示は上記（3）ウによるが、配置変更に伴う既存車両への変更表示は次のとおりとする。

現行	変更後
本車両	府救1（文字色：黒）
救急1号車 府救1 （広島800せ50-65）	府救2（文字色：黒）
救急2号車 府町救 （広島800せ・760）	府救3（文字色：黒）
救急3号車 府町救 （広島800す46-63）	（非常車のため変更しない）

## 9 救急資器材等の積載

(1) 別に掲げる支給品（高度救命用資器材仕様書別紙）を、その機能を損なうことなく、安全かつ確実に積載できるものであること。

なお、取付け架台が必要なものについては、有効に設置すること。また、収納庫の配置等については、当町職員の指示によること。

(2) 車両への救急資器材等の取付け方法、積載方法、配線等の敷設については、当町職員と細部にわたり十分な打ち合わせを行うこと。

なお、配線類は可能な限り隠ぺい工法とすること。

10 艀装及び積載品については、災害対応特殊救急自動車資器材（高度救命用資器材）別紙一覧表を参考とし、同程度以上の仕様とするとともに、艀装積載するにあたり当町及び別途支給品の納入業者と協議のうえ本車両受注者が行うこと。

## 第7 廃車及び諸手続

1 受注者は、本車両の納車と引き換えに、当町が指定する救急自動車1台（積載品を含む。）を廃車すること。方法は永久抹消登録とし、証明書を当町に提出すること。

2 受注者は、廃車と同時に自動車損害賠償責任保険の解約手続きを行うこと。

3 受注者は、広島運輸支局において永久抹消登録申請又は解体届出と同時に、使用済自動車に係る自動車重量税の廃車還付申請を行うこと。

### 4 還付先

ア 金融機関 広島銀行安芸府中支店

イ 口座番号 その他 2996019

ウ 口座名義 ヒロシマケンアキグンフチュウチョウ  
広島県安芸郡府中町